

議案第53号

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年6月16日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するため。

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

石岡市営住宅管理条例（平成17年石岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項に規定する支援給付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。